

タイにおける税務の基礎知識 第8回

今回はタイ法人税確定申告手続きについてご説明いたします。

日本においては法人の事業年度終了の日から原則として2か月（申告期限の延長の承認を受けている場合には、その延長を受けた期間）以内に、法人税申告書、法人地方税の確定申告書を提出しなければなりません。期限内に申告が行われない場合には、青色申告の取り消し等の処分を受けることになります。

タイにおいても同様な手続きが求められております。なお、タイと日本の大きな違いは、青色申告制度というものがありません。

項 目	詳 細
1. 事業年度	タイにおける事業年度は、12か月の期間とされ、決算期については自由に設定することができる。また事業年度の変更を行う場合には、内国歳入局長に申請し、その申請が認められた場合に事業年度の変更することができる。設立年度、解散等の場合においてのみ、12か月未満の事業年度が認められる。
2. 法定申告期限	タイにおける法人税確定申告書の提出は、事業年度末日から150日以内に行わなければならない。また確定申告書の提出により納付税額が発生する場合には、当該確定納付額を納税しなければならない。
3. 申告書の提出先	法人税確定申告書は、納税地（本店所在地）を所轄する各税務署に提出することとなる。日本においては国税、地方税（都道府県、市町村）の確定申告書があるが、タイにおいては国税の申告書のみ提出することになる。
4. 申告期限の延長	日本では監査法人の監査を受ける等の理由により事業年度末日から2か月以内に確定申告書の提出ができない場合には、あらかじめ申告期限の延長を申請し、その延長が承認された事業年度以降は、その承認を受けた期限内に確定申告書を提出すればよい。タイにおいては、日本のような申告期限の延長制度はなく、原則として事業年度終了の日から150日以内に提出しなければならない。ただし、期限内に申告書の提出を困難とする事情がある場合には、歳入局長に対して延長を申請し、当該年度について申告期限を延長することができる。
5. 添付書類	日本における法人税確定申告書については、決算書、勘定科目内訳書等の書類の添付が義務付けられている。日本においては、会計監査人による監査が義務付けられていない法人においては、各法人が作成し、株主総会によって承認された財務諸表でよいが、タイにおいてはすべての法人が会計監査人による監査が義務付けられていることから、監査済財務諸表の添付が義務付けられている。さらに経営者による宣誓書の提出を要する点が日本と異なる点である。
6. 税務調査	タイにおいてお日本と同様に提出された確定申告書について税務調査が行われる。通常は申告期限から2年以内に税務調査が実施されるが、脱税等の疑いがある場合には、歳入局長官の承認を得て、5年に延長されることもある。
7. その他	タイにおける申告書の通称 PND50（一般事業法人 確定申告書） PND51（一般事業法人 中間申告書） PND1（給与所得とその源泉所得税） PND2（金融機関が支払った利子所得とその源泉所得税） PND3（リース料、専門家報酬、その他報酬等に関する所得とその源泉所得税）

本文は現行のタイ、日本における税法について確認はしておりますが、あくまでも筆者の意見を取りまとめたものにすぎません。従いまして個別、具体的な判断を行う場合には、貴社顧問の専門家にご相談してください。

<筆者紹介>

上原重典

XAT Thai Consulting Ltd.代表取締役／税理士法人ザット・パートナー

アーサーアンダーセン東京事務所・税務部門を経て独立し、2001年10月に上原・宇野共同税務事務所を設立。06年1月に税理士法人ザットへ組織変更。タイ法人は12年5月設立。

本稿に関する問い合わせは、電話 +66-(0)2-238-2118-9 または E-mail: s.uehara@xat.asia まで。